

あっせん又は仲裁の手続に係る資料の公開等について

制定 平成28年4月1日
20160401電委第10号

改訂 令和5年11月〇日
20231100電委第〇号

電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程（20150901電委第9号。以下「紛争処理規程」という。）第13条に規定された資料の公開及び第14条に規定された事実の公表の扱いについては、以下のとおりとする。

記

1. あっせん又は仲裁の手続においてあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、原則として公開しない。但し、委員会は、次のいずれかに該当する場合には、当該資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。
 - (1) 当事者がその公開を承諾する場合
 - (2) (1)に規定する場合のほか、その公開が委員会の運営及び紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、かつ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定された不開示情報（同法に従って開示が可能な情報を除く。以下「不開示情報」という。）又は~~行政機関の保有する~~個人情報~~の保護に関する法律（平成15年法律第57-8号）第2条第1-2項に規定された個人情報（同法に従って利用又は提供が可能な情報を除く。以下「個人情報」という。）が記録されていないものとして、委員会が公開を適当と認める場合~~
2. (1) 委員会は、あっせん又は仲裁の手続に関して次の事実を公表することができる。
 - ① あっせん又は仲裁の申請の受理の年月日
 - ② あっせん又は仲裁の手続の終了の年月日（あっせんをしないものとした場合には、あっせんをしないものとした年月日）
- (2) 委員会は、次のいずれかに該当する場合に限り、あっせん又は仲裁の手続に関してあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた、あっせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる。この場合において、当該公表は、あっせん又は仲裁の手続が終了した後の適当な時において行うことを要する。
 - ① 当事者がその公表を承諾する場合
 - ② ①に規定する場合のほか、その公表が委員会の運営及び紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、かつ、不開示情報又は個人情報~~が記録されていないものとして、委員会が公表を適当と認める場合~~

以 上

(参照条文)

電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程

(あっせん又は仲裁の手續に係る資料の公開)

第13条 あっせん又は仲裁の手續においてあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料の公開については、委員会が決定するところによる。

(あっせん又は仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表)

第14条 あっせん又は仲裁の手續に関してあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた事実の公表については、委員会が決定するところによる。